

第1号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の新築について

広島県許可

概要

申請者

住 所：府中市本山町502-10
氏 名：株式会社 オガワエコノス
代表取締役 小川 勲
会社概要：産業廃棄物処理業

申請位置

府中市本山町580-302の一部, 他2筆

申請理由

① ㈱オガワエコノスは、申請地の西側既存工場にて産業廃棄物を分別処理及び焼却を行ってきたが、既存焼却炉の老朽化や耐用年数が近づいた。

② 近年産業廃棄物の量が増えつつあり、多種多様な産業廃棄物を焼却処理できる、より効率改善と環境に配慮した施設を新築する。

スライド 2

申請概要

(1) 都市計画

市街化区域 工業専用地域(200%、60%)

(2) 敷地面積

2, 524. 73㎡

(3) 建築物の概要

建築面積：1, 614. 72㎡
延べ床面積：2, 054. 69㎡
構造：鉄骨造

スライド 3

申請概要

(4) 処理施設の概要

用 途 : 産業廃棄物処理施設
施設の種類 : 廃棄物焼却炉

(5) 処理施設的能力

焼却施設 : 32.4t/日(24時間稼働)

スライド 4

建築基準法の取扱い

建築基準法第51条(抜粋)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場(中略)その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認め許可した場合**又は政令で定める規定の範囲内において新築し若しくは増築する場合には、この限りでない。

スライド 5

建築基準法の取扱い

建築基準法第51条ただし書き許可を必要とする施設

建築基準法施行令 第130条の2の2 (抜粋)

法第51条本文(中略)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 次に掲げる処理施設(中略)
- 1 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設



廃棄物処理法施行令 第7条 (抜粋)

法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設

施設項目	許可が必要な規模	今回申請施設規模
3号イ 汚泥焼却施設	5m ³ /日	7m ³ /日
8号イ 廃プラスチックの焼却施設	100kg/日	10t/日

スライド 6

建築基準法の取扱い

建築基準法第51条ただし書き許可を必要とする施設

建築基準法施行令 第130条の2の3 (抜粋)

法第51条ただし書(中略)の規定により政令で定める新築、増築(中略)の規模は、次に定めるものとする。

3号 工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の新築規模		
該当項目	許可が必要な規模	今回申請施設規模
リ 廃プラスチック類の焼却施設	1t/日以下	10t/日
シ 焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類を除く)	6t/日以下	14.2t/日



法第51条のただし書き許可が必要な施設

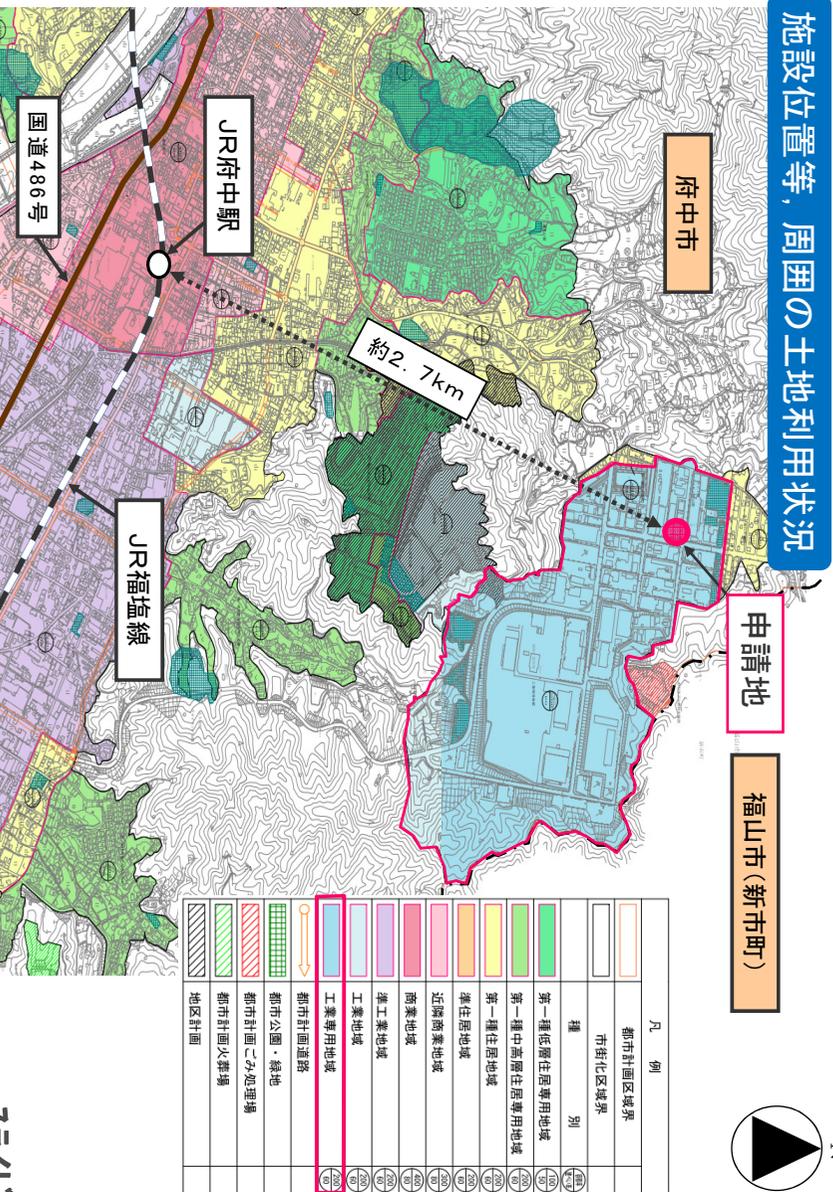
スライド 7

許可における審査項目

審査項目	審査内容
1. <u>施設位置，施設計画の妥当性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の用途地域の妥当性 ・搬入・搬出経路の妥当性 ・施設の種類・規模，処理内容・手順
2. <u>周辺の土地利用状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校，病院等からの遠隔距離 ・住居系用途地域からの遠隔距離
3. <u>環境保全対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類・規模，処理内容・手順 ・大気汚染，騒音・振動，悪臭 ・廃棄物処理法の許可の見通し
4. <u>地域における周知・合意形成</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民・自治会の合意状況 ・関係市町の意見

スライド 8

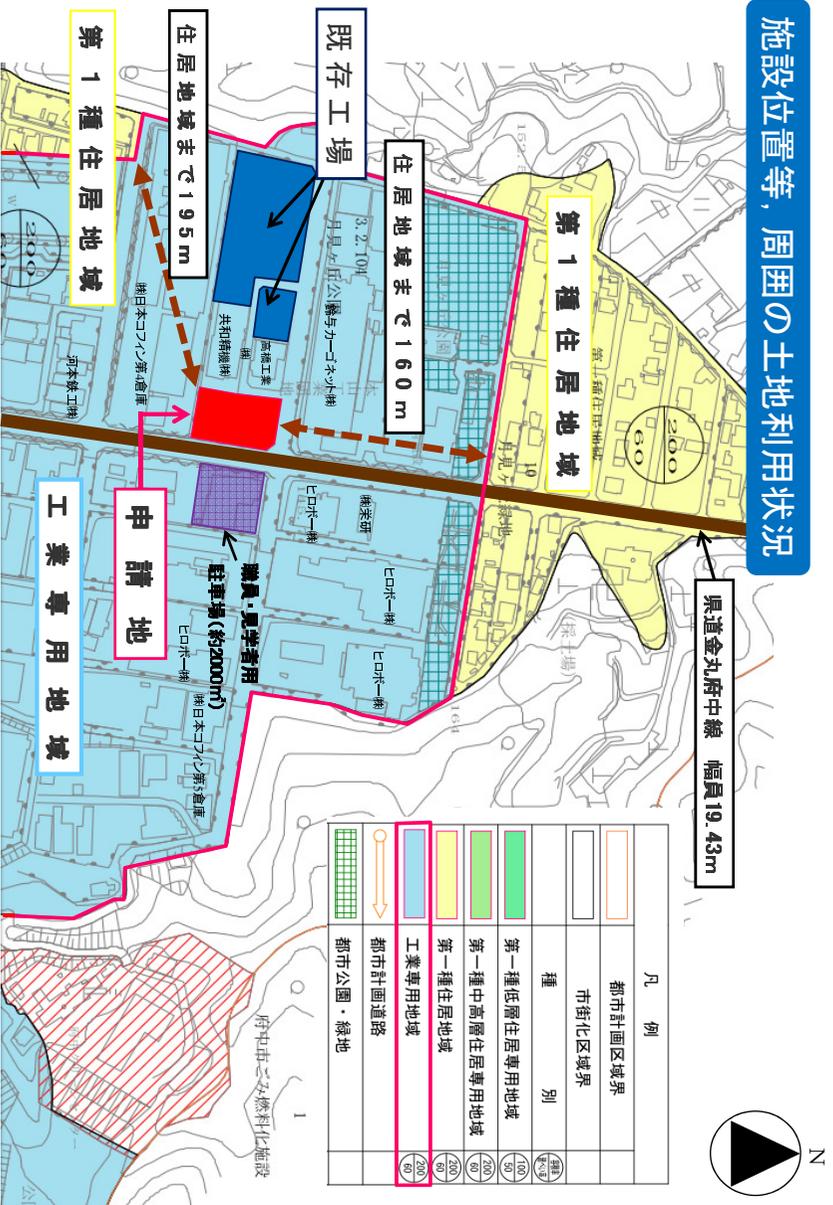
位置図



スライド 9

位置図

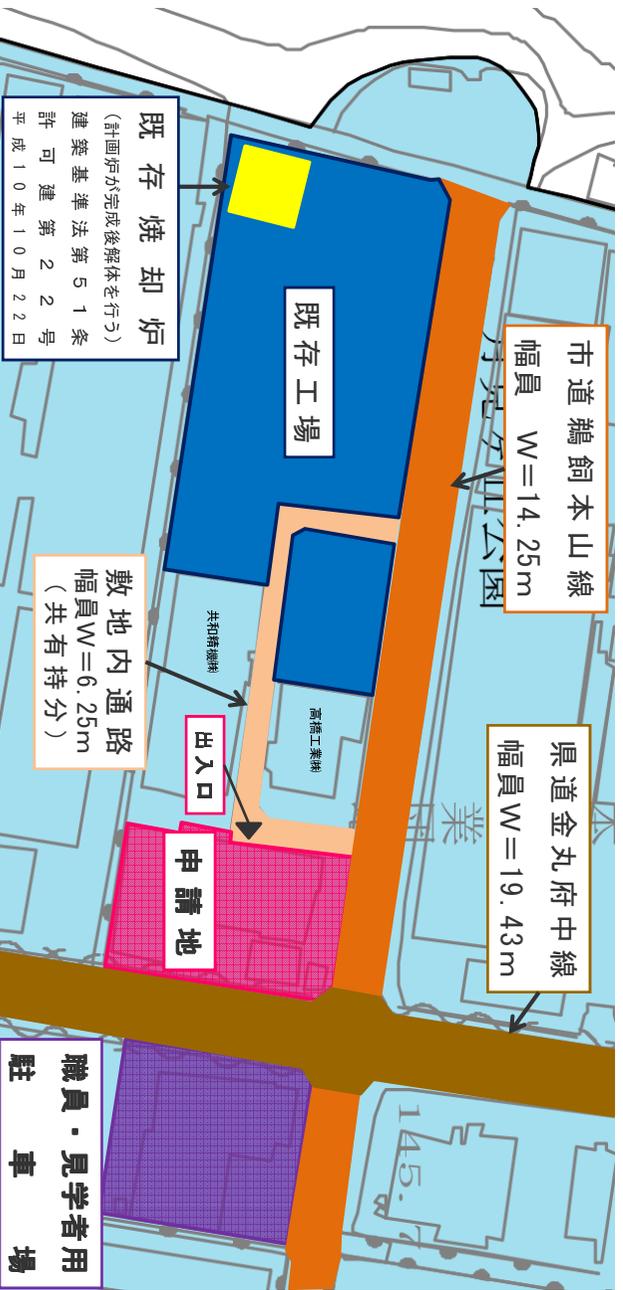
施設位置等, 周囲の土地利用状況



スラブ10

位置図

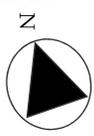
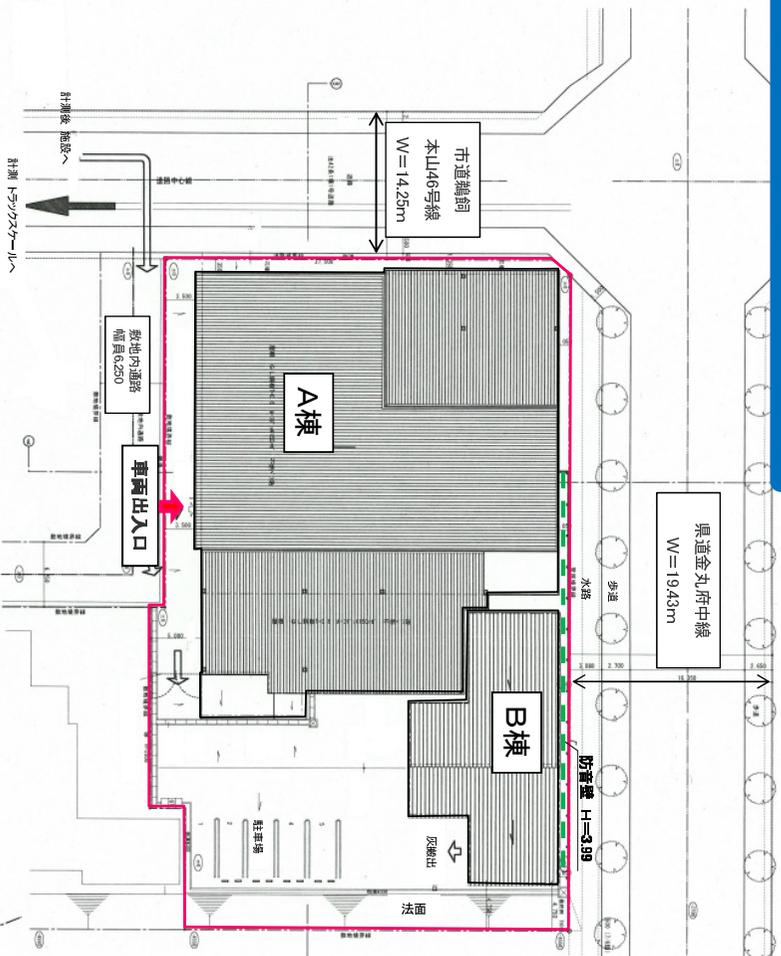
施設位置等, 周囲の土地利用状況



スラブ11

位置図

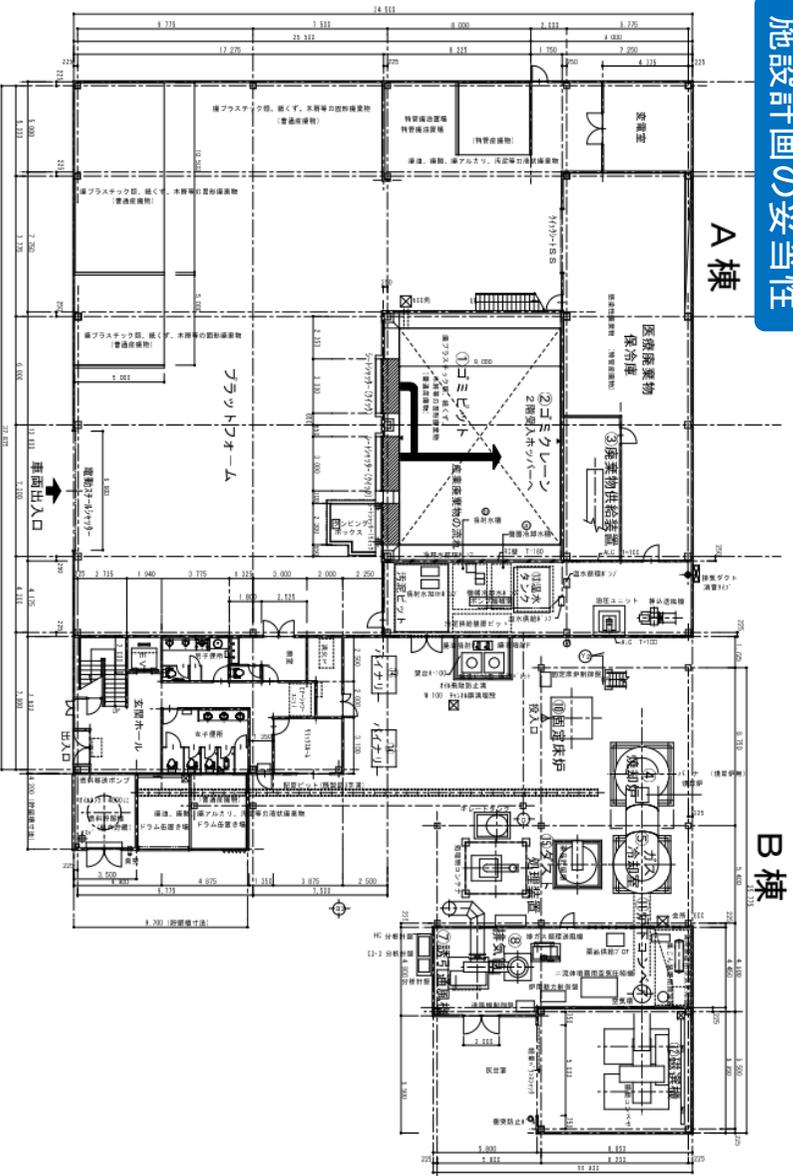
施設位置等，施設計画の妥当性



スラト'12

1階平面図

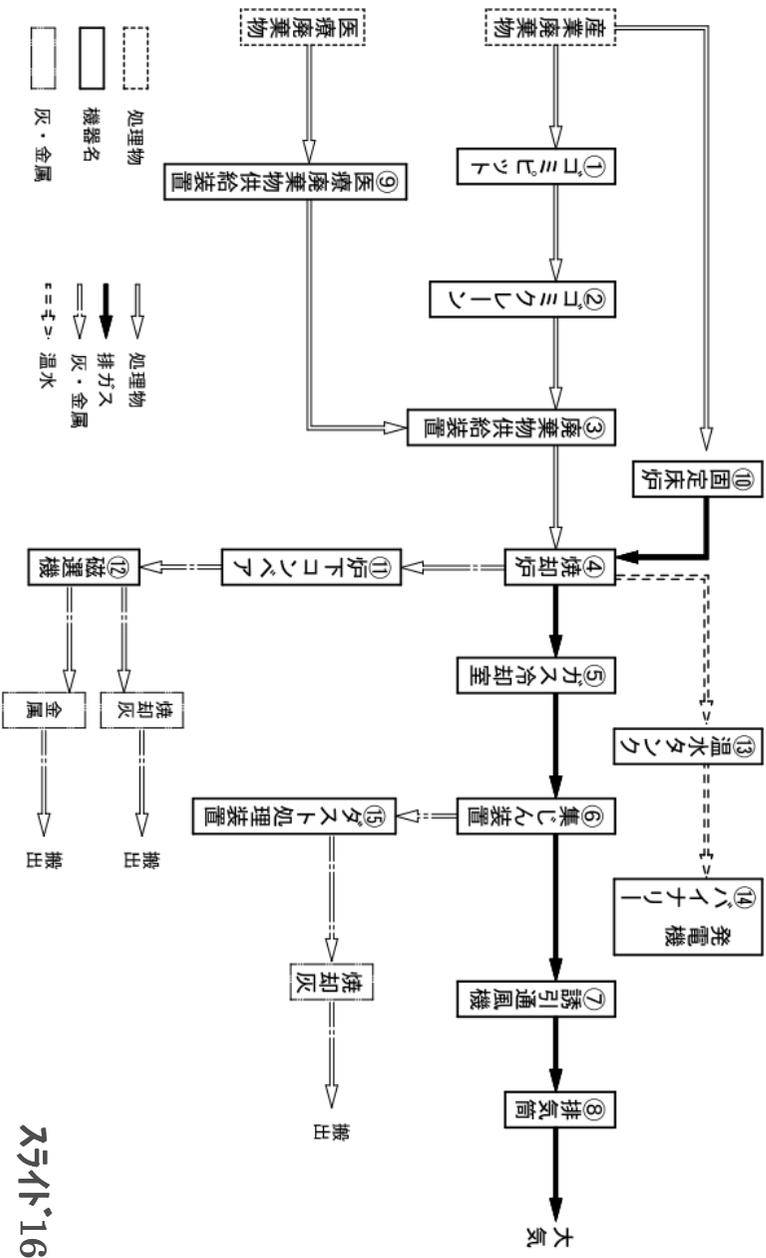
施設計画の妥当性



スラト'13

処理フロー図

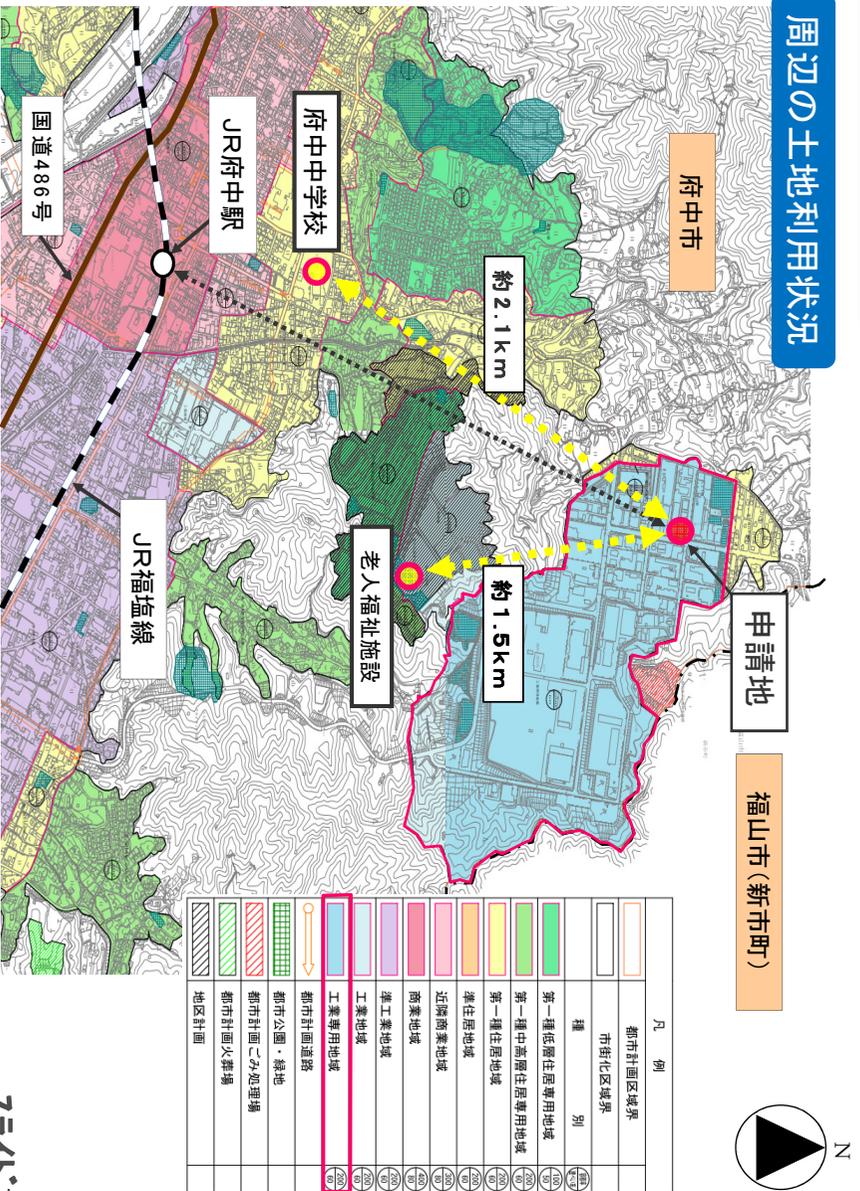
施設計画の妥当性



スラブ16

周辺状況案内図

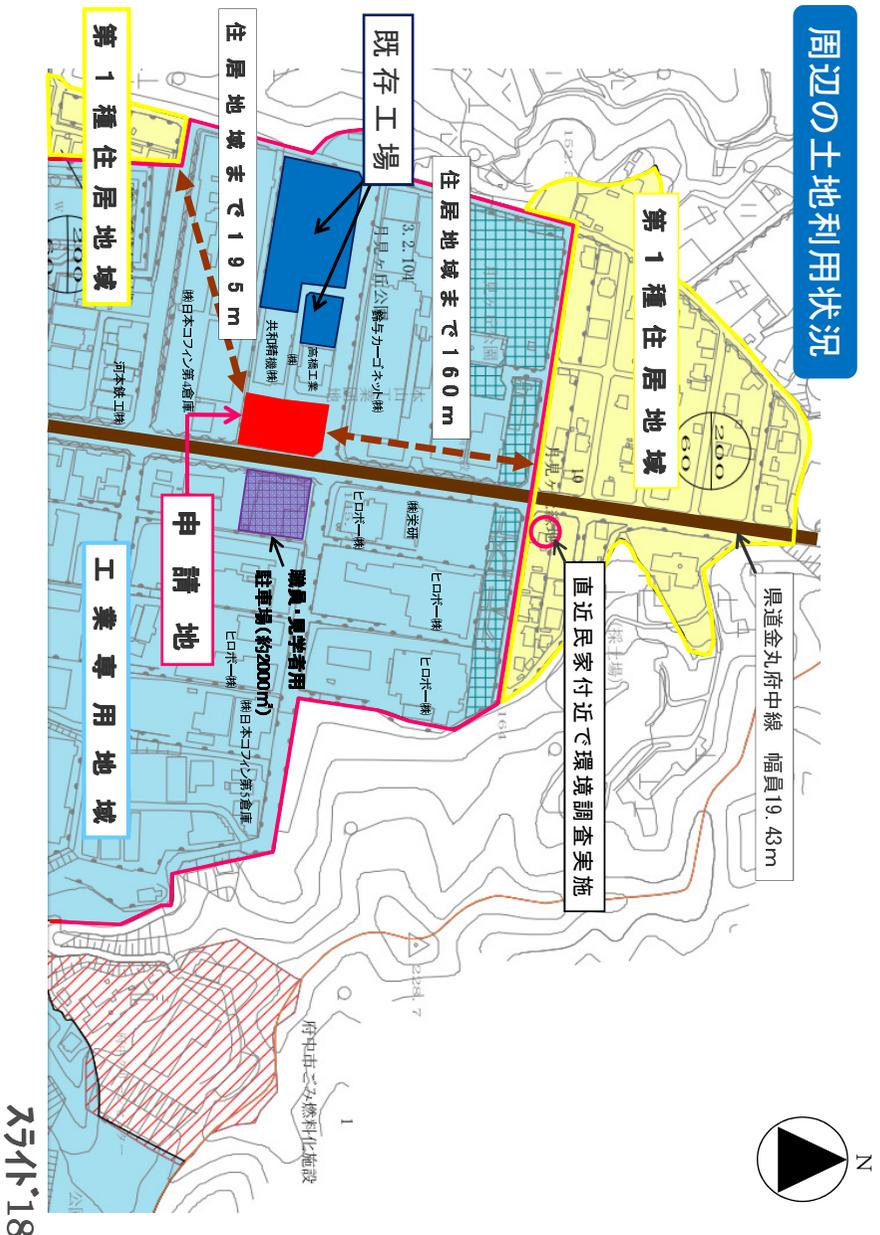
周辺の土地利用状況



スラブ17

付近見取り図

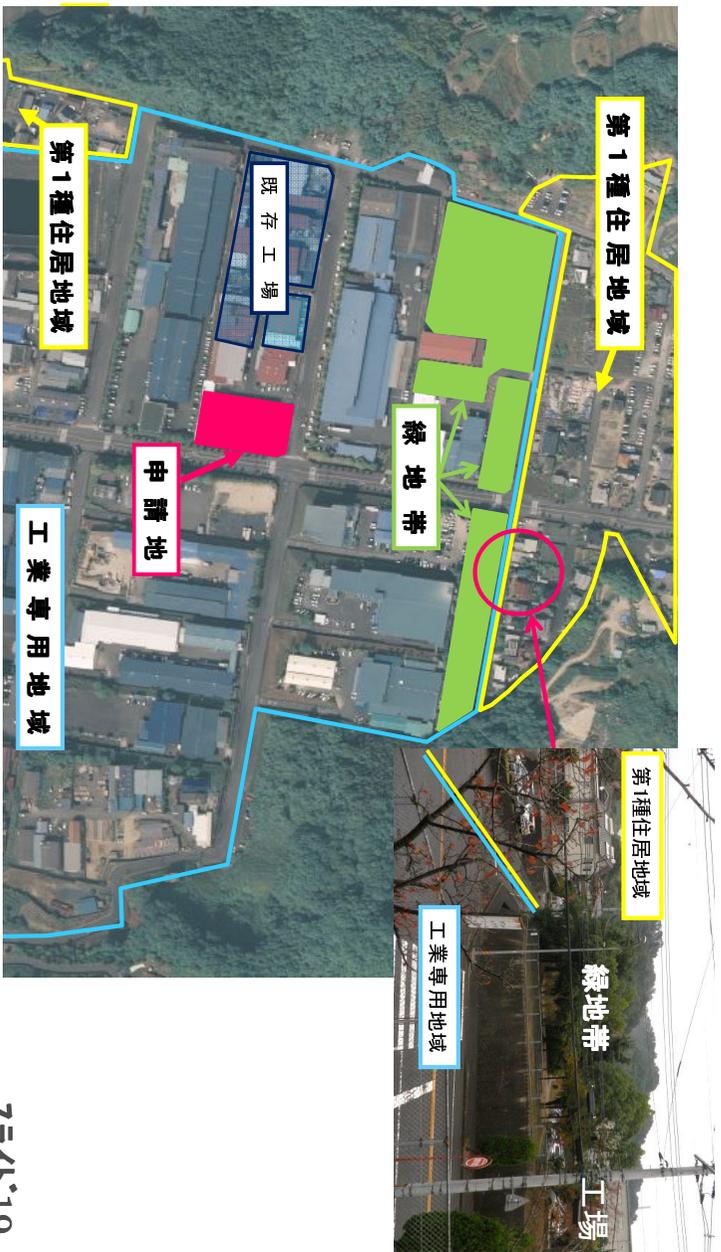
周辺の土地利用状況



スラバ18

航空写真

周辺の土地利用状況



スラバ19

交通量

周辺の土地利用状況



全線に渡り調査 ⇨ 支障なし

スライド*20

環境保全対策

産業廃棄物処理施設設置許可について

産業廃棄物処理施設設置許可申請は平成26年2月27日に環境部局に提出され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項により審査され、平成26年8月22日に産業廃棄物処理施設設置許可証が出ている。

生活環境影響調査項目

- ・ 大気汚染
- ・ 騒音
- ・ 振動
- ・ 悪臭

スライド*21

環境保全対策

生活環境影響調査結果

項目		環境基準		分析結果
大気汚染	煙突排ガスによる影響	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	>	0.07pg-TEQ/m ³
騒音	施設の稼働による影響	昼間 65 dB 夜間 60 dB	>	昼間 61.6 dB 夜間 54.0 dB
振動	施設の稼働による影響	昼間 65dB(z) 夜間 60dB(z)	>	昼間 25 dB(z) 夜間 12 dB(z)
悪臭	施設からの悪臭漏洩	各定量下限値	>	各定量下限値未滿



各生活環境影響調査項目は基準値以下である。

スライド*22

地元町内会意見

平成25年5月9日の地元説明会を受け、本山町内会よりの意見

1. 新焼却施設の稼働においては、悪臭・騒音、煤煙 振動等は、基準値以下にて操業されること。
2. 休日・夜間等の無人時における連絡先(担当者)を本山町内会へ提示されたい。
3. 新焼却施設完成後における施設見学の要望は速やかに受け入れること。
4. ごみ処理量の増加に伴い、搬入車両等の往来が激しくなることが想定されますので交通安全には万全を期すこと。
5. 今後、疑義が生じた場合は、貴社・本山町内会の双方で協議し解決を図られたい。

スライド*23

府中市の意見

① 敷地は山を切り開いて造成された本山工業団地内にあり、周囲には工場が立ち並んでいる。都市計画区域内であり、用途地域は工業専用地域である。

② 産業廃棄物処理施設設置許可申請書に生活環境影響調査及び環境影響報告書を添えて申請されており、内容の審査を終えているため問題ない。

スライド*24

県の総合的意見

審査項目	審査結果
1. 施設位置, 施設計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・工業専用地域であり, 工場が集積した地域・主たる出入口の道路の安全性に支障なし・適正な施設の種類・規模, 処理内容・手順を計画
2. 周辺の土地利用状況	<ul style="list-style-type: none">・学校, 保健医療施設等分離距離問題なし・住居系用途地域からの遠隔距離等総合な判断
3. 環境保全対策	<ul style="list-style-type: none">・大気汚染防止等のための適正な措置を計画・環境部局において支障なしの判断済
4. 地域における周知, 合意形成	<ul style="list-style-type: none">・地元自治体より問題なしの意見・地元町内会の合意済



支障なし

上記, 審査項目を総合的に検討した結果, 敷地の位置は, 都市計画上支障がなく, 許可してもやむを得ないと判断

スライド*25